

若者の働きやすさ認定

「ミラノ工務店」建築業で府内初

若者が働きやすい企業を「ユースエール企業」に、土木建築業「ミラノ工務店」(中京区)が

国が認定する「ユースエールノ工務店」(中京区)が



認定書を交付される小崎社長(中京区で)



環境、フォロー大切に

京都労働局の高井局長(右)から認定書を交付される小崎社長(中京区で)

選ばれた。土木建築業で認定されるのは、府内で初めて。全業種では11社目。

ミラノ工務店は1927年設立。社員55人のうち20歳代が約半分を占め、30歳代が約2割。女性社員は全体の約2割。育児のために短時間勤務を申請する際、多くの企業は

対象となる子どもの学年を小学校3年生までとしているのに対し、同社は小6までとしている。短時間勤務制度を利用した総務部の嶋沙織さん(40)は「6年生まで早めに帰宅して一緒にいられるので、安心して働け

ます」と話す。

2016年には、先輩が新入社員のメンタル面をサポートする「メンター制度」を導入。今年4月には一人暮らしの社員を対象に、家賃を月3万円補助する住宅手当を新設したり、給与に含まっていた定額残業(みなし残業)を廃止して時間外手当分を完全支給したりするようにした。こうした制度もあって、新入社員は昨年と今年で各6人採用。入社後3年間の離職率はゼロだ。

9月7日、同社で京都労働局の高井吉昭局長から認定書を渡された小崎学社長は「ここ数年、人手不足で若手社員の採用が厳しくなっている。採用面からも労働環境を向上させ、入社後もフォローすることは大切だ」と話した。

認定制度は15年10月の若者雇用促進法に基づき、厚生労働省が35歳以下の従業員を対象に雇用状況を調べ、有給休暇の年平均取得日数が10日以上▽新卒従業員の採用後3年間の離職率が20%以下▽時間外労働が月平均20時間以下――などの条件を満たした企業を認定する。

認定制度は15年10月の若者雇用促進法に基づき、厚生労働省が35歳以下の従業員を対象に雇用状況を調べ、有給休暇の年平均取得日数が10日以上▽新卒従業員の採用後3年間の離職率が20%以下▽時間外労働が月平均20時間以下――など